

半田市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者（以下「重症心身障がい児等」という。）の居宅生活を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に定める短期入所の利用日数に応じた給付費（以下「給付費」という。）を支給することにより利用を促進し、もって重症心身障がい児等とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（重症心身障がい児等）

第2条 この要綱において「重症心身障がい児等」とは、法第4条第1項に規定する障がい者及び同条第2項に規定する障がい児のうち、法における支給決定において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）の第5の1の注1の（2）に規定する重症心身障がい者又は第7の1の注5に規定する重症心身障がい児に該当すると認められた者をいう。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、半田市とする。

（支給内容等）

第4条 給付費の支給は、半田市が短期入所の支給決定を行った重症心身障がい児等が、法に規定する短期入所を実施している愛知県内の指定短期入所事業所（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所を除く。）の設置者のうち愛知県知事が指定した事業所（以下「指定事業所」という。）を利用し、看護師及び生活支援員等による支援を受けた場合に行うものとする。

2 支給の額は、短期入所のみ（日中活動系サービスを併用していない）を利用した場合、1日につき900円とする。

3 利用期間は、1回につき7日以内とする。

（申請）

第5条 給付費の支給を受けようとする指定事業所（以下「申請者」という。）は、重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業給付費支給申請書（様式第1）により市長に申請するものとする。

（決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、支給を決定するとともに、重症心身障がい児・者短期入所利用支援事

業給付費支給決定通知書（様式第２）により、申請者に通知するものとする。
（申請の取下げ）

第７条 申請者は、第５条の申請書を提出した後、当該申請を取り下げようとするときは、前条の支給決定通知書を受けた日から起算して１５日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（給付費の支給）

第８条 給付費は、第６条による支給決定を受けた申請者から提出された重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業給付費請求書（様式第３）に基づき支給する。

（支給決定の取消し及び返還）

第９条 市長は、給付費の支給決定を受けた者が、この要綱に違反したとき又は虚偽その他不正な手段により支給決定を受けたときは、給付費の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した給付費の全部若しくは一部を返還させることができる。

（雑則）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年３月１９日から施行し、平成２０年５月１日の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年２月２８日から施行し、平成２２年４月１日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月２日から施行し、平成２７年４月１日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年７月２０日から施行し、平成２８年４月１日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１３日から施行し、平成２９年４月１日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行し、令和4年4月1日以降の短期入所利用から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以降の短期入所利用から適用する。

様式第 1 (第 5 条関係)

重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業給付費支給申請書（ 年度）

年 月 日

半田市長様

住 所
事業所名
代表者名

半田市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業実施要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 支給申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績調書（別紙）
- (2) その他参考となる資料

別紙

事業実績調書

事業所名

1 利用者別利用状況
(利用回ごとに記入すること。)

利用者※	事業所名	開始日 (年月日)	終了日 (年月日)	利 用 日 数 (計)	短期入所のみ(日中活動 系サービスを併用して いない)を利用した日数	備考
	←利用実人 員					←合計 日数

※ 利用者欄は、同一人物を同一符号(イニシャル、番号等)で記載すること。
行は必要に応じ増やすこと。

2 利用期間別状況

区分	利用回数	利用日数
0泊1日		
1泊2日		
2泊3日		
3泊4日		
4泊5日		
5泊6日		
6泊7日		
合計		

様式第2（第6条関係）

重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業給付費支給決定通知書（ 年度）
第 号
年 月 日

住所
事業所名
代表者名

半田市長

年 月 日付けで申請のありましたみだしのことについては、半田市重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり支給することに決定したので通知する。

支給額 金 円

様式第3（第8条関係）

年 月 日

半田市長様

住 所
事業所名
代表者名

重症心身障がい児・者短期入所利用支援事業給付費請求書

年 月 日付けで支給決定がありました半田市重症心身障がい
児・者短期入所利用支援事業給付費について、下記のとおり請求します。
記

1 請求額 金 円
2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫・組合 農協店
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	